

## インドネシアにおける森林減少、違法伐採、違法輸出の現状

新潟大学農学部 荒谷明日兒

はじめに

インドネシアにおいて、1998年のスハルト政権崩壊後、違法伐採、違法輸出が急速に増大していることは、周知の事実である。違法伐採に歯止めがかからない中で、インドネシア政府は2001年に違法伐採の撲滅を目指し、1998年に再開した丸太輸出を再び禁止するとともに、年間許容伐採量の削減を行ったが、これらの処置も効果があったとは考えられず、違法伐採、違法輸出は更なる増加を続け、森林の劣化・減少は急速に進んでいる。

また、近年、地方分権化による森林開発ライセンス発給権の地方政府への委譲、また、持続可能な森林開発とは何かを考えず、財政収入の増加のみを考えてライセンスの発給を増大させ、さらには独自の条例によって違法伐採の輸出も合法化している地方政府の行動が、合法伐採・輸出と違法伐採・輸出の区別を困難にし、問題を複雑化させている。いってみればグレーゾーンが拡大しているのである。これに加え、組織的かつ大規模な違法伐採が増加しているといわれ、このことが実態把握をさらに難しくしている。

今回は、2003年9月に行った現地調査をもとに、大規模違法伐採組織の実態、輸出再禁止後の違法輸出形態の変化、地方分権化と違法伐採・違法木材輸出の関係、今回視察を行ったグヌン・パルン国立公園における違法伐採・違法木材輸出の実態について紹介したい。但し、現地調査が極めて短期間であったことから、聞き取り調査によるものより、この時に収集した資料およびその後収集した資料によるところが大きい。

### 1. 地域的に拡大する組織的大規模違法伐採

これまでも違法伐採は様々な形態で行われているといわれてきた。平成14年の「違法伐採問題検討報告書」(全木連)においても、横田康裕氏は「違法伐採を行う主体は様々であるといわれているが、大きくは、伐採企業や専門業者・海外業者も関与する組織的大規模なもの、地域住民が行う小規模なものに分けられる。前者の場合、一説には軍や地方の有力者、林業省役人、国会議員等もが加わり、そのことが、問題解決を困難にしているとも言われている。また大規模違法伐採の場合、多人数で武装することもあるため、違法伐採や違法輸出の現場を目撃しても、役人が数人いる程度では取締りは不可能である」と書いている。

また、筆者の知る限り、これまで違法輸出には次の3つのパターンがあるとされてきた。第1はスマトラ型、第2はカリマンタン型、第3がマルク・イリアンジャヤ型である。

第1のスマトラ型は特にリアウ州に多いといわれ、地元住民が中心となる小規模違法伐採であり、ここで違法伐採された丸太は、ライセンスを持たない違法製材工場に搬入され、製材品として一部はジャワ島も含めた国内へ向けられ、一部はマレーシア(特に半島部)、シンガポール、さらには中国などに輸出されるとされた(一部、日本向けもあるといわれる)。またメダンを通してヨーロッパに向かうものもある。最近ではジャワ島において、このパターンでのチークの違法伐採が急増しているようである。

第2のカリマンタン型が、上に述べた組織的な大規模違法伐採である。行政組織、警察、国軍などが関与し、公文書が偽造される。ここでは一部は東マレーシア（サラワク州、サバ州）へ違法輸出され、一部は国内の加工工場へ搬入される。サラワク州は1980年代末以降、合板工場が増加する反面、1990年代に入ると州内の伐採量が削減されていることから、西カリマンタン州北部から丸太がトラックを使った陸送で違法輸出される。また、サバ州は森林資源の枯渇から州内の木材加工工場の多くが原料不足に陥っており、東カリマンタン州からは水上・陸上輸送によって運ばれる。

第3のイリアンジャヤ型は無法・無秩序なもので、東マレーシア、中国に流れるとされてきたが、その実態はあまり明らかではなかった。

しかし、最近では組織的な大規模違法伐採が全国に広がっているようで、スマトラ型といわれてきた地元農民によるものもこのような組織に組み入れられているようである。従来、この組織的大規模なものは東カリマンタンに多いとされてきたが、東カリマンタンの資源が枯渇したことから下火になり、これら大規模組織は東カリマンタンからマルク、イリアンジャヤに向かっているとされる。特にイリアンジャヤは中国向け、インド向け違法伐採の重要基地となっており、ソロンのホテルは違法伐採にかかわる木材業者で満員の状況だといわれている。

では、現在、全国に広がっているといわれる、このような組織的大規模違法伐採はどのような組織によって、どのように行われているのであろうか。

#### （1）組織の構成

Agusu Setyalsoによれば、このような大規模違法伐採組織は、マフィアのシンジケートと同じような組織であるとされる。資金提供者はインドネシア人もしくは外国人であり、彼らはスーパー・ボスと呼ばれ、シンガポール、マレーシアなど近隣諸国に住んでいるといわれる。組織はマフィアと同様に、スーパー・ボスの下にビッグ・ボスがあり、彼らビッグ・ボスはジャカルタ、メダン、バタムなど海外との接点となるインドネシア国内の大都市に住み、国内の事業を統括するとともに、海外との連絡・調整を行う。

ビッグ・ボスの傘下にいるのが地域を統括するリージョナル・ボスであり、さらに現場を統括するローカル・ボスがある。彼らは地域のビジネスマン、議会関係者、行政職員であることが多いといわれる。今回視察したグヌン・パルン国立公園においても、違法伐採のローカル・ボスはケタパンのビジネスマン、行政職員だといわれていた。

仮にスーパー・ボスがインドネシア人（華人系も含めて）の場合、彼らはインドネシアの経済危機の際に、国内にあった資金を海外へ逃避させ、それまでの人的ネットワークを使って仕事をしているのではないかという想像も出来よう。

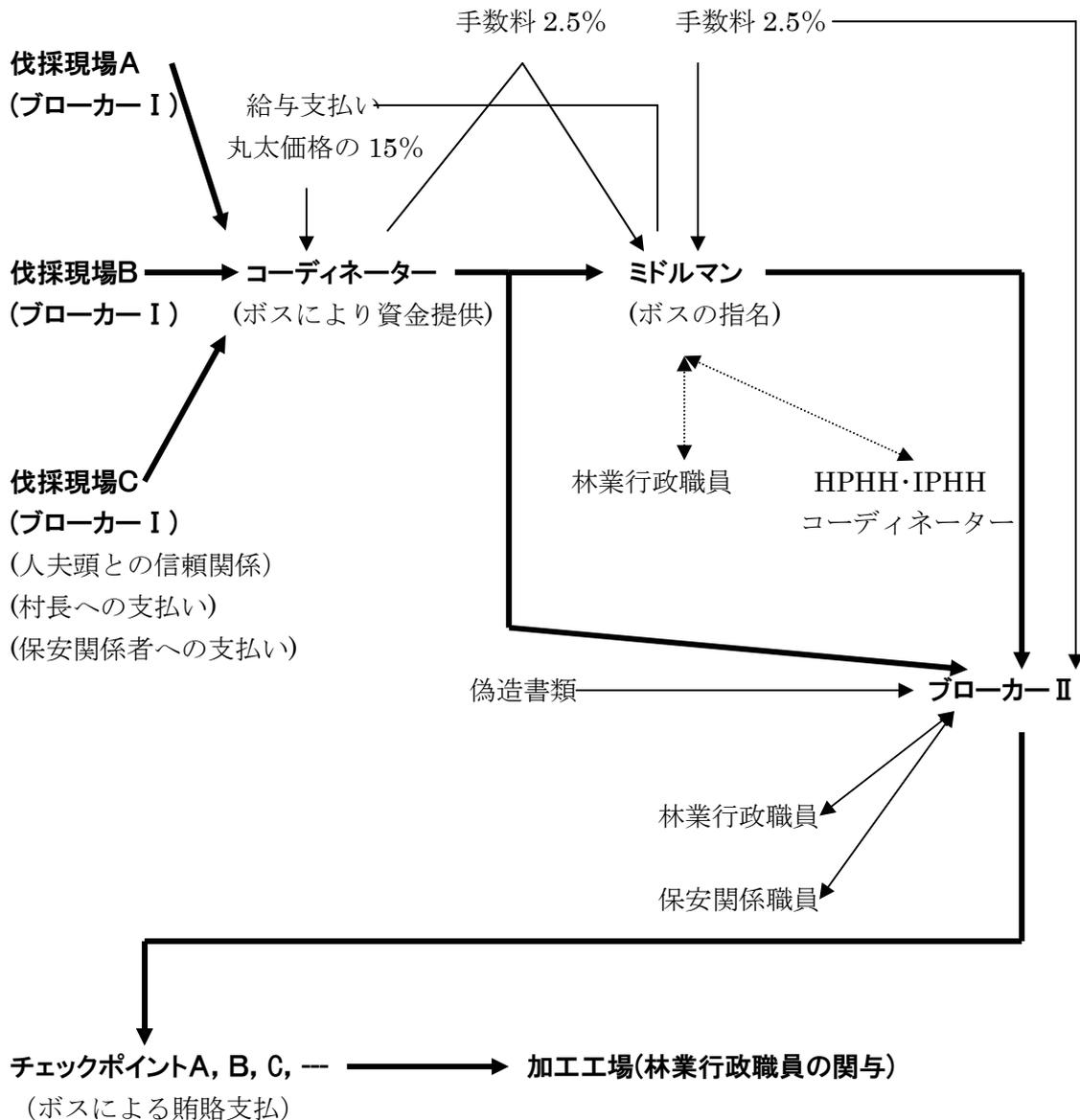
現場での違法伐採作業は、このローカル・ボスがトランスミグレーションなどによる入植者や地元住民を雇って行うが、生産、搬出に必要な書類の偽造には、村長や地元の警察職員、軍人、地域行政職員、また場合によっては州・中央官庁の職員が関与する。

また、様々な面に協力者がおり、彼らは賄賂などを受け取る利益享受者でもある。これに該当するのは地元住民、地元の警察職員、軍人、地域行政職員、地域の議員、森林事務所職員、州政府職員などであり、この他にも輸送関係監督職員、税関職員、公安職員、検事、判事、中央官庁職員などが関係しているといわれる。

さらに問題が発生したときに隠蔽工作にあたる調停役・火消し役も存在し、これらに該当するものとしては地元警察、軍、司法関係者、国会議員、中央政府関係者などがあげられている。

(2) 大規模違法伐採組織の実態と違法伐採材の流通

Agusu Setyalso は、組織的大規模違法組織の実態と違法伐採材の流通について図1(但し、一部、筆者の修正が加わっている)のように示している。ここでは、コーディネーターがローカル・ボスに、ミドルマンがリージョナル・ボスに該当すると思われる。



Agus Setyalso, “The Mirror Site of Governance in Indonesia’s Forestry” より作成

図1. 違法伐採組織の実態と違法伐採材の流通

スーパー・ボスは地元民に対して資材や資金を提供するが、これらはミドルマン(リージョナル・ボス)からコーディネーター(ローカル・ボス)を通して地元民に提供される。ミドルマンはコーディネーターに対し、バイヤーが決まればそれを通知し、丸太価格の15%を支払う。コーディネーターはそれぞれの伐採現場からの材を集荷し、筏組みするが、この時、それぞれの材にはそのオーナーの名前がマーキングされる。

ミドルマンは林業行政職員と連絡をとり、どこの HPHH、IPPK が丸太を生産・販売しようとしているかの情報を探るとともに、HPHH、IPPK の所有者および各地域のコーディネーターとの連絡をとり、新たな HPHH、IPPK の取得を画策するとともに、輸送計画、支払計画を作成する。

また、ブローカーⅡは林業行政職員、保安関係職員(警察、軍など)と連絡をとり輸送にかかわる情報を入手するとともに、偽造書類を入手する。このような行政・保安関係情報をもとに、各種のチェックポイントを通過することになるが、これらのチェックポイントとしては林業省関係、村落レベルでの軍、警察などによるものがあり、輸出の場合はこれに水上警察、海軍、税関などによるチェックポイントが加わる。また、これらのチェックポイントには、ボスからの賄賂が支払われる。

また、海上輸送による違法輸出の仕組みを見ると図2のとおりである。これによると集積地からの輸送は、河川を使うことから小型船が使われ、海上において大型船へ積み替えられる。代金の支払いは大型船への荷役終了後に半額、仕向け先港への到着後、残金が支払われる。海上輸送の際には水上警察との関係が極めて重要になり、積荷検査をサボタージュする見返りに仕向け先港への到着後、賄賂が支払われる。

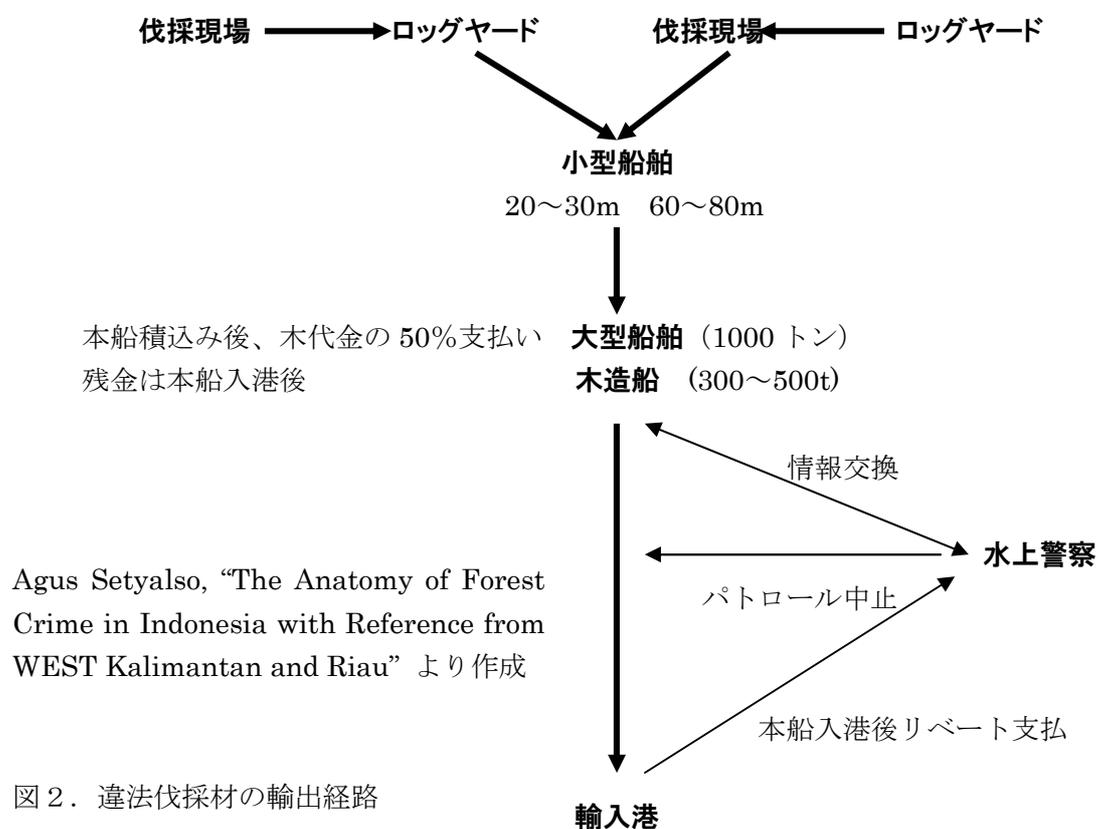


図2. 違法伐採材の輸出経路

(3) 違法伐採材価格と違法輸出材価格

では違法伐採材の価格、生産コストは合法的に伐採されたものに比べ、どの程度のものであるだろうか。1999年における生産コスト、丸太価格、利益、利益率を、合法的な HPH、違法な HPH、HPHH、違法伐採に分けて見ると(表1)、生産コストは合法 HPH では 85 ドルであるのに対し、違法 HPH では 33 ドル、合法 HPHH では 45 ドル、違法伐採(違法 HPHH とと思われる)ではわずか 5 ドルに過ぎない。また丸太価格は合法 HPH で 90 ドル、違法 HPH では 39 ドル、合法 HPHH では 67 ドル、違法伐採(違法 HPHH とと思われる)では 15 ドルに過ぎない。このため違法伐採における利益率が異常に高く、利益率をみると、合法的な HPH で 5%、非合法的な HPH で 16%、HPHH で 32%、違法伐採で 69%となる。これからみると違法伐採における生産コストの異常な低さ、また、利益率の異常な高さに驚かされる。

表 1. 丸太の生産コスト、価格、利益 (USドル/m3)

	合法 HPH	違法 HPH	HPHH	違法伐採
生産コスト	84.5	32.8	45.3	4.7
丸太価格	90.0	38.9	66.7	15.0
利益	4.5	6.1	21.4	10.3
利益率(%)	5%	15.6	32.1	68.7

注)1999年データ

出典: The Mirror Site of Governance in Indonesia's Forestry

次に、違法輸出価格を見ると、一つの事例に過ぎないものの、西カリマンタン北部からサラワク州の州都クチンへ、トラックで輸送された場合の価格は以下のものであるといわれる(表2、3)。

表 2. 西カリマンタン側での価格、コスト、利益 (m3 当たり)

	マレーシア・リングギット	インドネシア・ルピア
エンティコンにおける尺角価格	320	720,000
輸送費 エンティコン→テベドゥ	40	89,000
輸出管理コスト	10	22,500
テベドゥにおける販売価格	530	1,192,000
テベドゥにおける粗利益	160	360,000
輸送に関するブローカー手数料 (20% × 粗利益)	32	72,000
オペレーション・コスト (10% × 粗利益)	16	36,000
利益	112	252,000

注)1999年データ

出典: The Anatomy of Forest Crime in Indonesia with Reference from West Kalimantan and Riau

表 3. サラワク側での価格、コスト、利益 (m3 当たり)

	マレーシア・リングgit
テベドゥにおける価格	530
輸送費 テベドゥ→クチン	30
クチンにおける尺角価格	586
木代金(歩留まり80%)	732
輸出製品加工賃	115
製品コスト	847
製品販売価格	1300
利益	453

注および出典:表 2 に同じ

西カリマンタン州での丸太価格は伐採地で 200,000~350,000Rp(ルピア)である。為替レートを 8400Rp/ドルと仮定すると、表 1 と比べ若干高いものの 24~42 ドルとなる。これを尺角にして集積地エンティコンでの価格が 720,000Rp(86 ドル)。これが国境のサラワク側テベドゥまで運ばれると 1,200,000Rp(143 ドル)となる。これにはエンティコンからの輸送費 89,000Rp(11 ドル)、管理費 22,500Rp(3 ドル)、粗利益 360,000Rp(43 ドル)が含まれる。この粗利益の中からブローカーへの支払いが 20%で 72,000Rp (9 ドル)、またオペレーション・コストが 10%で 36,000Rp(5 ドル)となり、ここでの利益は 252,000Rp(30 ドル)。1,200,000Rp に対する利益率は 20%を超える。

さらに、これがクチンに運ばれると 1,300,000Rp(155 ドル)=586RM(マレーシア・リングgit)となる。Rp と RM の為替相場は 3.8RM/ドルで、歩留まり 80%とすれば木代金は 732RM(193 ドル)、加工費 115RM(30 ドル)を加えて 847RM(223 ドル)。輸出価格が 1,300RM(342 ドル)であることから、利益は 453RM(119 ドル)となる。仮にマレーシアの丸太価格を 500RM としても、歩留まり 50%とすれば木代金だけで 1,000RM となり、インドネシアからの材を使ったほうがマレーシア側にとっても利益が大きい。

## 2. 地方分権化と過剰伐採、違法伐採、違法輸出

インドネシアにおける急速な森林の劣化・減少および違法伐採、特に組織的な大規模違法伐採、違法輸出が横行する背景には、地方分権化による森林管理の混乱があるといわれる。

インドネシアでは 1999 年に地方行政法(2001 年から施行)、また同年に中央・地方財政均衡法が制定された。これは、これまでの中央——>州・県——>村・区という中央集権的・垂直的關係を改め、地方首長=地方議会の権限を重視する地方分権化を進め、また中央から地方への資金配分について、天然資源収入について地方への還元分を決めるとともに、日本の地方交付税に似た一般配分金システムを取り入れたものである。

これによって中央政府のもつ外交、国防、司法、金融、宗教、その他(科学技術等)に関するものを除いた権限は県・市政府に委譲され、州政府は複数県・市間にまたがる事項の調整、国に変わっての県・市に対する指導監督が業務となった。このため県・市の発言力が急速に増大しているのである。

また、従来、地方首長は中央政府に対して責任を負っていたが、今回の地方分権化によって、基本的に地方議会に対して責任を負うことになった。しかし、地方首長に議会解散権はなく、逆に地方議会は5年に1度の選挙以外に外部からの監視を受けることはないことから、地方議会による罷免を恐れる地方首長は、勢い、地方議会議員の顔色をうかがうことになる。

さらに、地方政府の財源は自己財源(地方税、地方利用者負担など)、均衡資金、借款、その他に分けられる。均衡資金は租税歳入分与(個人所得税、土地・建物税など)と税外歳入分与(天然資源)であり、税外歳入分与の対象は原油、ガス、鉱業一般、林業、水産業で、その配分比率は原油、ガスをのぞき、概ね地方8、中央2の比率になっている。なお林業については、森林資源手数料(PSDH:ライセンス取得料)が中央政府20%、州政府16%、産出県・市32%、その他県・市32%、また森林伐採権使用料(IHPH/IIUPH)が中央政府20%、州政府16%、産出県・市64%となっている。この他に一般配分金ではまかなえない特定需要のある地方に対しての特別配分金があるが、これには造林基金(DR)が使われ、中央政府60%、産出県・市40%の配分比率となっている。

このように地方政府は森林開発に関して大きな権限、すなわちライセンスの発給権を獲得するとともに、森林開発から発生する収入の多くを自地方政府の収入とすることが可能になったのである。

また、インドネシアでは同じく1999年、これまでの林業法を改正し、新林業法を施行した。その概要を見ると次ぎのとおりである。

- ① HPH(森林コンセッション権)は1社の1州における保有面積を10万ヘクタール(イリアンジャヤでは20万ヘクタール)、全国で40万ヘクタールを限度とし、各州において1万ヘクタールまでの発給については州知事が、これ以上の面積については州知事との調整によって林業大臣が発給する。
- ② HPHH(林産物採取権)は1件100ヘクタール以下とし、期間は1年として、発給は県知事が行う。これは地元住民のニーズを優先する。
- ③ HTI(産業用プランテーション)は1件あたりパルプ工業用30万ヘクタール、建築用材用6万ヘクタールとし、林業大臣が州知事と調整のうえ発給する。
- ④ IPK/IPPK(木材利用権)は造林開発、非林業用開発のもので、森林利用総局長もしくは当該州の営林局長が発給する。
- ⑤ 現在操業中のHPHはその期限が切れるまでは現状での操業が認められ、更新時に上記の制限に合わせて変更される。このとき超過分がある場合、また更新・再発給が認められなかった場合は、新規に申請する企業・協同組合に配分される。

さらに、2001年にはHKM(コミュニティーフォレスト)が設けられた。転換林およびライセンスの発給されていない森林を対象としたもので、開発は地元コミュニティーによって行われ、その財源となる。これは県、郡の首長が対象とすべき森林の調査を行った上で林業省に申請することとなっている。期間は25年であるが、まず3~5年(この期間はプロビシヤル・ライセンス)のうちに協同組合を設立し、その設立を待ってHKMの権利が発給される。

基本的にはHPHを除いてライセンスの発給権は県知事に与えられたといえるが、ではなぜこのような地方分権化が森林の劣化・減少や違法伐採、それも組織的な大規模違法伐採

と結びつくのだろうか。

まず、スハルト体制崩壊当時の状況を見ると、社会的、経済的な混乱の中で、地元住民は生計を維持するために違法伐採を行うことを余儀なくされ、前述のスマトラ型、すなわち特に地元民による違法伐採が増大したのである。また、大手企業による HPH の中も、東カリマンタンにおけるカユ・マス・グループのように、経済的混乱の中での負債の増大や「汚職・癒着・縁故びいき」排除の動きの中で、コンセッションを引き上げられるものが続出し、このような森林に地元住民が入り込み、違法伐採の温床となった例も少なくない。この当時において、軍、警察、地方政府は彼ら地元住民の行動をかなり大目に見ていたといわれる。

しかし、地方行政法が施行されるとその状況は大きく変わった。地方政府、特に県政府が収入確保のために、HPHH、IPK/IPPK を大量に発給したのである。例えば、東カリマンタン州ベラウ県では 2000 年半ばまでに 30 件以上の IPPK（面積として 11,000ha）が発給され、2000 年末までに 100 件以上の HPHH 申請があり、月平均 5 件が発給された。またクタイ県では 2001 年半ばまでに HPHH の発給が 600 件以上、ブルンガン県および中クタイ県では数百件以上が発給され、ヌヌカン県、マリナウ県、ブルンガン県、ベラウ県では 2001 年はじめまでに 500 件以上の HPHH・IPPK が発給されたといわれる。南スマトラ州、ジャンピ州などではこれらライセンスの発給で森林が大きく減少しているとされる。また保護林内でライセンスが発給されている例も多いようであるし、重複してライセンスが発給されたり、既に発給され施業が行われている HPH の中にライセンスが設定されることで、択伐跡地で皆伐が行われたりすることも多いようである。

さらに問題なのはこれら、発給されたライセンスの面積が、法によって規定された面積を超えていることも多く、また、県知事が県条例として県独自のライセンス発給制度（場合によっては知事の独断で、また場合によっては県議会の承認の下で）を制定し、緩やかな基準で多くのライセンスを発給しているといわれることである。そのライセンス発給に関する資格審査等は大変いいかげんなもので、申請者がいくら払うかが重要であり、東カリマンタン州では 15,000,000(1,800 ドル)~20,000,000(2,400 ドル)Rp が一般的だといわれる。ちなみに支払額が多ければ多いほど発給までに時間が短くなるようである。これらのライセンスを取得するのは、多くは地域の政治家グループやビジネス・グループで、その中には県議会議員や、公務員、さらには政府関係組織なども含まれるといわれ、これらが大規模組織的違法伐採に繋がっていくのだと考えられる。

また、取得したライセンスによって作業を行う場合も、各種規則を無視した伐採が行われ、択伐が要求される場所で皆伐が行なわれ、伐採跡地への造林が要求される場所でこれが無視されるといったことは、日常茶飯事だといわれる。

なお、このような状況の中で、地方政府の権限によって発給されるライセンスによる伐採量が急速に増加しているといわれる。ちなみに東カリマンタン州の南ブルンガン県、中ブルンガン県、北ブルンガン県における 2000~2001 年の丸太生産量を見ると、2000 年では HPH が 334,800m<sup>3</sup>、IPK が 353,000m<sup>3</sup>、IPPK が 534,200m<sup>3</sup>、2001 年では HPH が 157,000m<sup>3</sup>、IPK が 297,400m<sup>3</sup>、IPPK が 520,000m<sup>3</sup> というように、IPK、IPPK による伐採量が HPH によるものを大きく上回っている(表 4)。

表 4. 東カリマンタン州3県における丸太生産量 (m3)

	2000 年			2001 年		
	HPH	IPK	IPPK	HPH	IPK	IPPK
南ブルンガン	180,000	0	360,000	80,000	0	275,000
中ブルンガン	95,800	0	101,200	65,000	0	214,000
北ブルンガン	59,000	353,000	73,000	12,000	297,400	31,200
計	334,800	353,000	534,200	157,000	297,400	520,200

注) 南ブルンガン、中ブルンガンにおける 2001 年の IPPK は 1~6 月データ

出典: IIDF/FAO case study on trade and forest governance in Indonesia

さらに、輸出については、例えば次のようなことがあげられる。中カリマンタン州の東コタワリンギン県では、2000 年、違法伐採材の流通から収入をあげることを目的に、県内における違法伐採に関する調査を行い、メンタヤ河だけで 178 隻の違法伐採材運搬船が入り、78,000m<sup>3</sup> の違法材を積み取っていることを突き止めた。このため県知事の主導によって県議会は、違法伐採材の輸出に関して寄付金として m<sup>3</sup> あたり 14 ドルの徴収を決め、Regional Capital Bank(地方資金銀行)の県議会の口座にこの寄付金を払い込んだ領収書に基づいて、輸出許可を行うことにした。

これによって県は 2000 年 4~6 月に 250 万ドルの収入を得たが、これは材積にして 17 万 m<sup>3</sup> に相当するものであった。なお、1989 年における同県の公式な伐採量は 126 万 m<sup>3</sup> であった。この 17 万 m<sup>3</sup>/3 ヶ月をベースに年間量を推計すると 51 万 m<sup>3</sup> となり、公式伐採量の約半分に相当する。

これに対し合法伐採を行っているコンセッションから、これは違法伐採の助長策であり、21 ドルの輸出関税を支払う自分たちが不利になるとの非難が起こり、県は 14 ドルを 18 ドルに引き上げたといわれる。さらに県は条例 14 号によって、寄付金を関税とみなし、寄付金を支払ったものについては、関税支払い済みを証明する文書を発効することにしたのである。このような県の行動に対し、州は寄付金(関税)収入の一部を州政府および中央政府へ上納することを求めたが、県政府はそれを行っていないといわれる。

このように地方分権化をめぐることは、生産、輸出ともそれぞれの場で、様々な問題が発生しているのである。

### 3. 丸太輸出再禁止による違法輸出への影響——丸太から製品へ

2001 年に丸太輸出が再禁止されたことで、違法輸出材は丸太から製材品に変わってきている。これは伐採現場においてチェーンソーを使って尺角に挽いたもので、輸送過程における取締りリスクの回避(合法的に伐採された丸太であれば、その旨のマーキングが木口になされているので合法材、違法材の区別が容易につくが、製品になるとマーキングがないため区別がつきにくくなる)、トラック輸送での容易さなどがその要因となっている。

このように違法輸出材が丸太から製品に変わったことによって、スマトラからの製品は主に西マレーシアに運ばれ、再加工して再輸出されるようになり、また西カリマンタンからの材は、従来、その多くが丸太のままマレーシア・サラワク州に運ばれ、合板工場等に向

けられているといわれたが、マレーシアが2002年6月にインドネシアからの丸太の輸入禁止を行ったこともあって、製品としてシンガポール、マレーシアのほかベトナム、タイなどインドシナ半島諸国に輸出されるようになり、これらも再加工して各国に再輸出されているといわれる。

#### 4. グヌン・パルン国立公園における違法伐採・違法輸出

現在、インドネシアでは、優良材が国立公園内に他所よりも残っていることから、国立公園内での違法伐採が大規模に行われている。特に激しいのが今回視察した西カリマンタンのグヌン・パルン国立公園、東カリマンタンのタンジュン・プティン国立公園、スマトラのブキット・ティガプル国立公園であるといわれる。ブキット・ティガプル国立公園では1994年から1997年10月までに4,000ha、2000年8月までに8,000ha、2002年6月までに4300haが被害にあい、特に標高500mまでの低地および緩傾斜地のほとんどが被害を受けているといわれる。

スハルト政権下にあっては、国立公園での伐採は基本的に禁止され、スハルトや国軍と極めて密接な関係を持つものに対してのみ伐採権が発給され、ほかの者が入り込むことに関しては、国軍が目を光らせていた。しかし、ハビビ政権になると国軍の権威は大きく低下し、地元住民やコーポラティブ、企業などが国立公園内での違法伐採を積極的に始めるようになったといわれる。

##### (1) グヌン・パルン国立公園の概要

グヌン・パルン国立公園は西カリマンタン州・クタパン県の西海岸、パルン山、パンティ山を囲むかたちで位置する。グヌン・パルン国立公園が設立された経緯を見ると、まず、1900年代に当時の宗主国であったオランダが60,000ヘクタールの特別保留地を設けたことに始まる。これはインドネシア独立後も引き継がれ、1980年代において90,000ヘクタールに拡大されるとともに国立公園に準じるものに格上げされたが、実際に国立公園となるのは1990年代に入ってからである。

グヌン・パルン国立公園には海岸線、マングローブ林、湿地林、フタバガキ科林などが存在し、植生としても貴重であり、またオランウータン、テングザル、メガネザル、ヒョウ、クマ、サイチョウ、といった動物が生息している。特にオランウータンに関しては、チャバン・パンティ・リサーチ/キャンプ(2,000ヘクタール)を拠点として、1994年からグヌン・パルン・オランウータン・プロジェクトが活動をはじめ、野生オランウータン調査のフィールドとしては重要なものの一つとなっている。

##### (2) グヌン・パルン国立公園における違法伐採

グヌン・パルン国立公園における伐採の開始はかなり古く、インドネシアで本格的な森林開発が始まった1960年代に始まる。これらはコンセッションを発給された企業(PT. Alas Kusuma, PT. Kawedar Wood Industries ?)によるもので、1980年代から1991年まで続けられたが、これらによる生産量は大きなものではなかったといわれる。しかし、これらのコンセッションが閉鎖された後も、往時の従業員が地元集落の住民に資金を供与し、違法伐採のかたちで伐採が続けられた。

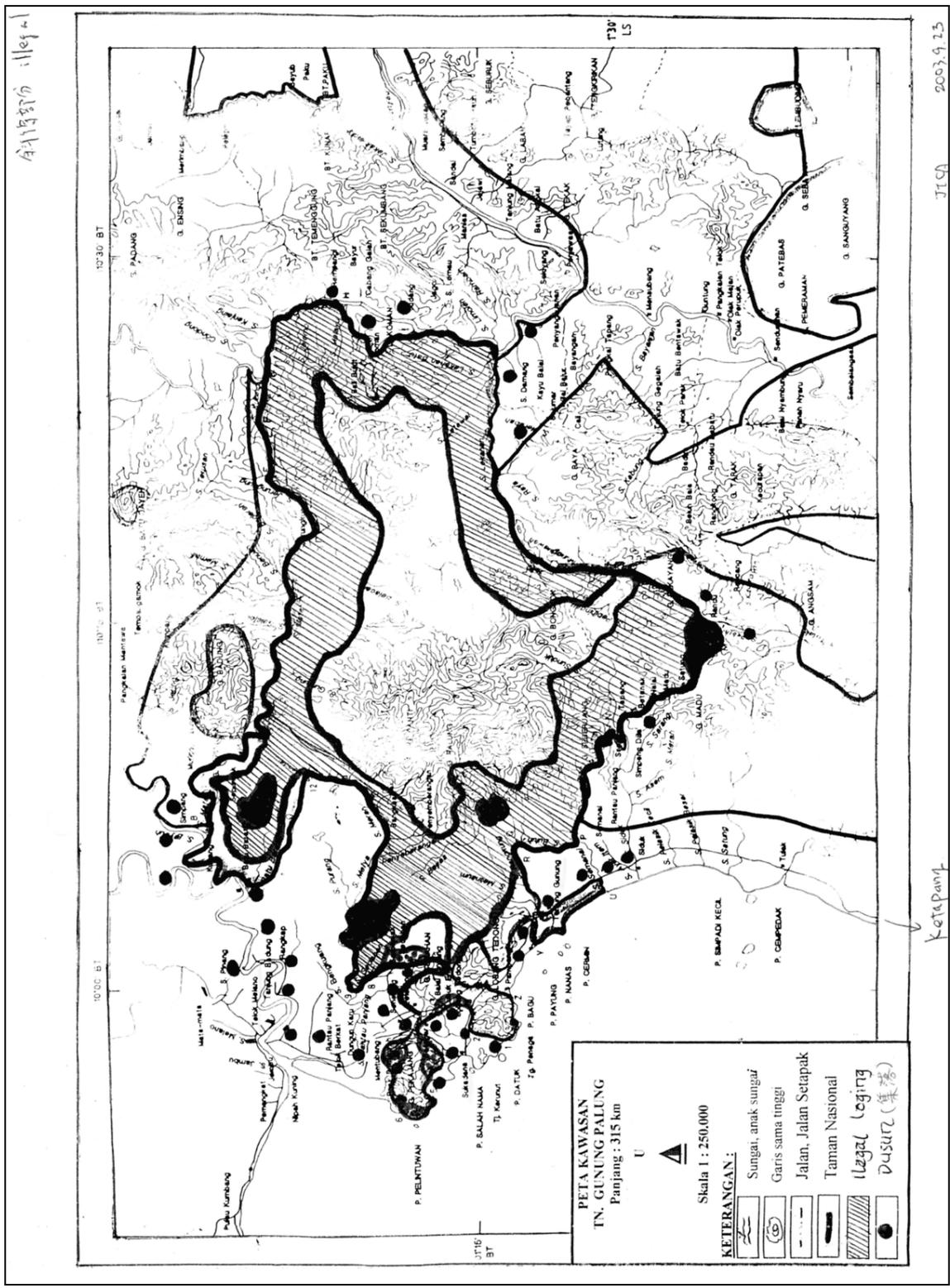


图 3. グヌン・パルン国立公園周辺地図  
(公園管理事務所でもらった地図)

しかし、違法伐採地が拡大・大規模化するのには近年になってのことである。特に2001年11月以降、この地域での経済情勢が悪化するのに伴って、違法伐採は従来の国立公園の周辺部(特に北部および南部)から中心部へと移行し、さらにはオランウータン調査プロジェクトの宿舎の周辺にまで及んだ。ちなみにグヌン・パルン国立公園管理事務所でもらった地図によれば、河川、道路に面した周辺部がまさにドーナツ状に違法伐採対象地となっていた(図3)。

これらの違法伐採はクダクダ(木馬)など人力によるもので、従来はラミン、メランティ、ジェルトン、ケラダン、ベンケライ、プナックなど高価格材の、それも大径材に限られていたが、最近では低価格材までもが伐採の対象になっている。

このような状況の中で、グヌン・パルン国立公園内の森林の80%が、何らかの形でこれらの被害を受けているといわれる。また、2001年に行われたハーバード大学の調査によれば、61,000ヘクタール(67%)が過去10年間に被害にあい、600万m<sup>3</sup>が違法に伐採されたともいわれる。

### (3) 違法伐採の直接的な担い手

国立公園の周囲には小さな集落が散在し、これらの集落は特に国立公園の西側および東側に多い。古くから存在する集落はダヤク族のものであり、この他、海岸沿い、スカダナ周辺の丘陵地にマレー人集落があったとされるが、1960年以降は出生率の上昇、トランスミグレーション・プロジェクトによるジャワ島などからの移住などにより、人口が増加し、集落も増えているようである。ちなみに、現在でも、自分はマレー系であるとする住民が圧倒的に多く、この他に自分は中国人、バリ人、ジャワ人であるとする住民がいる。また、新たにこの地に住み着いた集落の住民は、伝統的な森林利用権を持たず、このため彼らが森林を利用するには、勢い以前のコンセッションであったり、国立公園の保護林ということになる。

違法伐採の直接の担い手は、これら国立公園周辺の集落にすむ人々である。では、なぜ彼らが違法伐採を行うようになったのだろうか。

ケタパン県の中心地であるケタパン市から海岸沿いに走ると、タンジュン・グヌンさらにスカダナといった集落、すなわち国立公園の周辺部にさしかかる。さらに北上すると、湿地林を開発して作られた集落が点々とつながり、その周囲には、やはり湿地林を焼畑にした水田が広がる(写真1)。今回は乾季であったために水はほとんどなかったが、集落内にはクリークが掘られ、小船があちこちに置かれている。雨季にはこれが交通路となるのであろう。高床式の家から道路までの間にも橋がかけられ、雨季における水位上昇の激しさを思わせる。また、家の背後にはヤシ林が広がり、山手の小高いところには若干ゴムや果物の林が見え、さらに遠方にある国立公園内であろうと思われる山の裾野には、陸稲、バナナなどと思われる焼畑が広がる。

このような劣悪な自然条件の中で、これら集落の人々は、従来、水稻、天然ゴム、果物などによって生計を立ててきた。しかし、国立公園でのコンセッションによる伐採やその後の違法伐採によって、雨季には洪水が多発して水稻の収穫が減少し、また、1990年代に多発した山火事により果樹栽培も被害を受け、さらには、2001年からの天然ゴム価格の下落によって、彼らは他の収入源を求めざるを得なかったのである。これによって彼らは積極

的に違法伐採に参加するようになったといわれる。しかし、これは悪循環であり、その後の違法伐採がさらに洪水を多発させることで、米への依存度を低下させ、その結果、違法伐採はさらに激しくならざるを得なくなったのである。



(写真 1) 湿地林を焼却利用した水田

彼らによる違法伐採が開始された当初、それは集落周辺から始まったが、1990年代の山火事などで、今日では集落から 20km 以上の地点へと伐境は奥地化している。また、従来であれば河川から 1km 程度のところでも高価材が入手できたが、現在、これら高価材を伐採するには河川からかなり離れなければならなくなっている。このため 1 回の作業期間も長期化する傾向にあり、現在では 1 回のトリップが 1 ヶ月、年 6 回が一般的になってきているといわれる。また、世帯主等の男子労働力が長期にわたり不在になるため、農作業等にも影響が出ており、農業収入の減少をさらに違法伐採によって補わなければならないとの傾向もある。

これら国立公園の周囲に位置する集落の世帯のうち、違法伐採に何らかの形で関係している世帯はかなりの割合にのぼり、集落によってはそのほとんどが違法伐採に関係しているといわれる。違法伐採は、今や、これら国立公園の周囲に位置する集落の世帯においては、重要かつ不可欠な現金収入源となっているのである。

#### (4) 大規模組織的違法伐採と地元住民

これらの地域での違法伐採は、次の二つの種類に区分される。一つは、ある程度資産を持っている住民が独自にグループを作り、行うものである。この場合、彼らはチェーンソー等の資材は自分たちの資金によって調達(但し、食料や燃料はツケで購入するが多い)し、また、違法伐採の場所探しも自分たちで行う。さらに販売に関しても丸太で売るか、製材品で売るか、製材工場に卸すか、地場市場に卸すかの判断も自分たちで行い、また、市況に合わせて出材を調整する場合もある。

もう一つの種類は、タウケの下で違法伐採を行うものである。タウケとは中国語から入

ってきた言葉で、主人、親分といった意味である。この場合は、彼らに資金を提供するスポンサーということになり、前述した組織の中ではコーディネーター＝リージョナル・ボスに該当する。このタウケの下に雇われるのは資金を持たない、貧しい地元民で、彼らは一般に6人で1グループを作り、タウケの指示の下で作業を行う。国立公園管理事務所職員によると、ここでのタウケの多くはケタパン市に住んでいるビジネスマンや行政機関職員が多いといわれる。

国立公園の視察から帰った夜、ケタパンの街でビールを飲んでいたとき、4～5人連れの男がわれわれに執拗に話しかけ、「どこに行ってきた」「何をしにきた」、「仕事は何か」、「新聞記者か」などと詮索してきた。胡散臭さを感じたので、早々に引き揚げたが、彼らもタウケ配下の人間だったのかもしれない。

タウケに雇われた場合、6人からなるグループには、1ヶ月の仕事(ほぼ1ヶ月)に対し、150ドル(1999年)が経費として渡される。但し、彼らはこの時、賃金の前借もしなければならず、また場合によってはチェーンソーを自前のものにするために借金をすることもあつたし、さらには借金を強制される場合もある。これらの借金に対する利子はきわめて高く、月利40%以上にのぼるともいわれる。このような状況であるから、一度借金をするとそこから抜け出すことは難しく、借金返済のために働かざるをえなくなり、債務奴隷さながらの境遇に陥ることになる。

このような彼らの収入は、チェーンソー・オペレーターを除くと、1日平均2.3ドル(1999年、現在は3～6ドル)である。但し、この金額はこの地域の最低賃金の2.5倍程度に当たり、違法伐採に関与することは、彼らにとって大変な収入になることがわかる。また、チェーンソー・オペレーターの場合、収入はこの3～5倍とされている。但し、タウケの配下に入らず、仲間同士で独自に行う場合は、1回の作業(1ヶ月)の出材量は少なくとも、その収入はタウケの配下で働くときの2倍程度になるといわれ、タウケによる搾取の激しさがわかる(これについては表1を参照)。

#### (5) 違法伐採材の集積地と流通

このように違法伐採された材の一部は、違法伐採現場でチェーンソーにより尺角に挽かれる(最近はこの方が多くなっているようである)。これらの丸太、製材品は、国内向けとして県内の製材工場、ジャワ島の製材工場に運ばれ、また、違法輸出として各国へ送られる。輸出先は明確ではないものの、マレーシア、シンガポールが多いようである。なお一時期、丸太をトラックに積載してインドネシアとサラワク州の国境を抜け、違法輸出していることが報道されたが、ここグヌン・パルン国立公園から国境までの距離が余りに遠いため、マレーシア向けも船を使っている。

今回視察したのは国立公園の北側を流れるマタ河沿いで、スピードボートで片道2時間程度のところを往復した。スピードボートの出発地はマタ河の河口テルック・メラノ。ここはケタパンからのフェリーボートの発着地であることから、船によって入る荷物の集散地となっており、港の周りには小さな商店街が道の両側に並び、周辺集落の中心地のようであった。

河口から上流へと遡ると、次第に沿岸に生えるマングローブ、ニッパヤシがなくなり、バドゥン山を前方に見ながら国立公園の境界に沿って遡行する。左右鬱蒼たる森林の中、

蛇行を重ねていた河の左手が突然開けると、バドゥン山のふもとに丸太の集積場が広がっていた(写真2)。あたりにはバージが数隻停泊し、バージ上のクレーンや、陸上のクレーンによって丸太の積み込みが行われていた。同行してくれた国立公園のレンジャーによると、ここは違法伐採丸太の海上輸送への積み込み地だということで、曳船はマレーシア船籍らしく漢字で船名が記されていた。丸太はきわめて小径木で、木口には白ペンキでマーキングされていた(写真3)。前述の図1によると、各丸太にはオーナーの名前が記されるとされることから、このマークがオーナー名なのだと思う。



(写真2) 違法伐採丸太の集積地



(写真3) バージに積み込まれた違法伐採丸太

この丸太集積地と隣接して、この上流に違法製材品の集積地がある(写真4)。



(写真4) 違法伐採のキャンプ

ここにはニッパヤシで屋根を葺いた製品倉庫のようなものもあり、また作業員宿舎であろうと思われる建物がいくつも建ち(写真5、6)、建築中の家もいくつか見えた。丸太積み地の人影はまばらでだったが、ここには壮年から若者までかなり大勢の人がおり、また女性、子供の姿も見え、家族あげてここで生活をしているようであった。先に述べた違法伐採現場が奥地化し、1回の作業期間が長期化していることの裏づけと見ることができる。ちなみに、この場所は昔、製材工場があったところでもあり、その廃屋がまだ残っていた。ここに集められる製材品は、違法伐採現場でチェーンソーによって尺角に挽かれたものであり、この場所で製材を行っているわけではない。ここでも小船への積み込み作業が行われていた。



(写真5) 違法伐採製品の横積み



(写真6) 違法伐採製品の船積み

違法伐採現場で製材された製品は筏に組まれて運ばれる。この製材品の集積地のさらに上流にこれらいかだの係留地があり、どこが最後かわからぬ長さで製品の筏が繋がっていた(写真7)。 帰途、写真を撮影していると、陸上から大声で怒鳴られるとともに、途中までスピードボートで追跡された。昔、友人の商社マンがフィリピン沖で海賊に追われたことを思い出し、「相手のボートが機関銃等の武器を装備していたら」と考えると身の毛のよだつ思いがする。



(写真7) 違法伐採製品の筏係留地

今回見た違法伐採材の集積地は、水上輸送のためのものであったが、この他、グヌン・パルン国立公園内の違法伐採材は陸上輸送により、周辺の製材工場にも送られている。従来から周辺にはいくつかの製材工場があったが、違法伐採の急増に合わせて工場数も急速に増加している。これらの多くは製材工場のライセンスを持たない違法工場で、河川沿いに立地し、トラックによる陸送だけでなく、河川を使ったバージや筏による流送によって原料を入手している。

実際に見たところでも、ケタパン市を流れる河沿いには、広い敷地の製材工場が連なっていた。しかし、これらの工場はすべて高い塀によってさえぎられ、入り口も同じく高い扉によってガードされ、原料が搬入される時にのみ開閉されるようになっていた(写真8、9)。今回は通りかかった一つの工場でたまたま原料運搬車が入構するところに出くわし、乗っているランドクルーザーから中を垣間見ることが出来たが、背後の河岸には大きなクレーンが置かれ、ホークリフトが数台動いていた。このクレーンは水上輸送による原料の陸揚げ、製品の積み込みに使われる。



(写真 8) 垣間見た違法製材工場



(写真 9) 違法製材工場に搬入される製材品

また、国立公園に向かう途中の道路でも、丸太を積んだトラック、製品を積んだトラックとすれ違ったが、国立公園付近で正規の伐採が行われていないことから、これらも違法伐採材であり、どこかの製材工場に運ばれるものだったと考えられる。

#### (6) 違法伐採と住民生活

国立公園の周辺にすむ世帯の多くが、違法伐採に何らかの形で関与していることは既に述べたが、少なくとも外から見たかぎりでは、住民の生活レベルは上がっている。家々にはテレビのパラボラ・アンテナが設置され、オートバイを乗り回す若者も多く、テルック・メラノの港に面した雑貨屋の店先には新しい自転車が並んでいる。建築中の建物もいくつかあった。また話によると、外から入る食品の消費が増えているといわれる。油もこれまでは自家製のヤシ油を使っていたが、これもサラダ油に代っているようだ。

このように内実はともかく、外見上での住民の生活レベルは向上しており、このことはジャカルタにおける WWF インドネシアとの話し合いの中でも、違法伐採との関係で指摘されたし、また昼食をとりながらの話の中で、国立公園管理事務所のレンジャーも認めていた。しかし本当に生活が豊かになったのことは、そうではなかろう。住民はツケで外から入ってきたこれらの商品を買ひ、その借金返済のために、さらに違法伐採に精を出さなければならないシステムになっているのではないだろうか。このように考えれば、地元の利害関係者は、何も違法伐採に直接関係するものだけではなく、これらの商店も違法伐採によって利益を得ているのであるし、このような商店も大規模違法伐採組織の一端に

組み入れられている可能性もある。

また、このテルック・メラノにあるかどうかは確認しなかったが、このような違法伐採の基地となるところにはカラオケバー、賭場、売春宿などが入り込み、これらもボスの実入りになっているケースもあるといわれる。

いってみれば、地域経済全体がマフィアに牛耳られているといってもよいような状況になってきているといえる。

#### 参考文献

1. 松井和久編、インドネシアの地方分権化、アジア経済研究所、2003
2. Agus Setyalso, *The Mirror Site of Governance in Indonesia's Forestry*, 2003
3. Agus Setyalso, *The Anatomy of Forest Crime in Indonesia with Reference from West Kalimantan and Riau*, 2002
4. A.Casson, *From New Order to Regional Autonomy: Shifting dynamics of "illegal" Logging in Kalimantan, Indonesia*
5. C. Palmer & K. Obidzinski, *IIED/FAO case study on trade and forest governance in Indonesia*,
6. E.Pollard, *Illegal Logging: Case Study From Gunung Palun National Park, Indonesia*, 2002